大和市告示第１６０号

大和市自転車等の放置防止に関する条例（昭和５９年大和市条例第１１号）第１１条第２項及び第４項並びに第１８条第２項の規定に基づき、次のとおり自転車等を移動した。

令和８年１０月１３日

大和市長　古谷田　　力

１　自転車等を移動した日等

自転車等を移動した日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	自転車等の保管場所
	自　転　車	原動機付自転車		
令和８年９月１日から同月３０日まで	台 ０	台 ０	つきみ野駅周辺自転車等放置禁止区域	大和市鶴間一丁目２１番４号
同	７	０	中央林間駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	９	０	南林間駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	３	０	鶴間駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	７	０	大和駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	１	０	桜ヶ丘駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	２	０	高座渋谷駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	１	０	相模大塚駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	１２	０	大和市下鶴間、中央林間西四丁目、上草柳二丁目及び五丁目、深見東一丁目、大和東一丁目及び二丁目、福田七丁目、福田並びに下和田地内の公共の場所	同
同	１	０	大和駅プロムナード自転車駐車場	同

２　自転車等の保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して６０日間

３　自転車等の引取方法

(1) 引　取　場　所

大和市鶴間一丁目２１番４号

(2) 引　取　日　時

次に掲げる日を除く日の午後１時から午後４時まで

ア　月曜日

イ　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

ウ　１２月２９日から翌年の１月３日までの日（ア及びイに掲げる日を除く。）

(3) 移動及び保管に要した費用

自　　転　　車　１台につき２，０００円

原動機付自転車　１台につき４，０００円

(4) 持参するもの

住所及び氏名が確認できるもの並びに自転車等の鍵

4　自転車等の引取りのない場合の措置

保管期間が経過した自転車等は、処分する。

5　連絡先

大和市市民経済・にぎわい創出部市民生活あんぜん課